

第四種郵便物(通信教育)を利用している厚生労働省所管の資格等

資料2参考

	通信教育の対象となる資格	資格等の定義	根拠条文
01	看護師	厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者	○保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号) 第21条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。 三 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、 都道府県知事の指定した看護師養成所 を卒業した者
02	理容師	厚生労働大臣の免許を受けて理容を業とする者	○理容師法(昭和22年法律第234号) 第3条 理容師試験は、理容師として必要な知識及び技能について行う。 3 理容師試験は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条に規定する者であつて、 都道府県知事の指定した理容師養成施設 において厚生労働省令で定める期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。
	美容師	厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者	○美容師法(昭和32年法律第163号) 第4条 美容師試験は、美容師として必要な知識及び技能について行う。 3 美容師試験は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条に規定する者であつて、 都道府県知事の指定した美容師養成施設 において厚生労働省令で定める期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない
03	製菓衛生師	都道府県知事の免許を受け、製菓衛生師の名称を用いて菓子製造業に従事する者	○製菓衛生師法(昭和41年法律第115号) 第5条 製菓衛生師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者であつて、 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設 において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
04	社会保険労務士	労働社会保険諸法令に基づく申請書等及び帳簿書類の作成、申請書等の提出代行、申請等についての事務代理、都道府県労働局及び都道府県労働委員会における個別労働関係紛争のあっせん手続の代理等の業務を行う者	○社会保険労務士法(昭和43年法律第89号) 第三条 次の各号に該当する者であつて、労働社会保険諸法令に関する厚生労働省令で定める事務に従事した期間が通算して二年以上となるもの又は厚生労働大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めるものは、社会保険労務士となる資格を有する。 二 第十一条の規定による社会保険労務士試験の免除科目が第九条に掲げる試験科目の全部に及ぶ者 別表第二(第十一条関係) 二 労働者災害補償保険法 3 労働若しくは社会保険に関する法令に関する厚生労働省令で定める事務を行う厚生労働大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者又は社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者で、厚生労働省令で定める基準に適合するものとして 厚生労働大臣が指定した連合会が行う講習 を修了したもの

05	教育訓練給付 対象例： カラーコーディネータ、 管理栄養士、 ケアマネージャー、 ファイナンシャルプランナー、 歯科助手、 インテリアコーディネータ、 旅行管理者、 通関士、調理師、 気象予報士 等	受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が一定の要件を満たす雇用保険の在職者又は離職者が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に、教育訓練施設に支払った経費の20%を支給する雇用保険の給付制度	○雇用保険法(昭和49年法律第116号) 第60条の2 教育訓練給付金は、教育訓練給付対象者が厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として 厚生労働大臣が指定する教育訓練 を受け、当該教育訓練を修了した場合において、支給要件期間が三年以上であるときに、支給する
06	保育士	児童福祉法の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者	○児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第18条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。 一 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設 を卒業した者
07	社会福祉士、 介護福祉士	・社会福祉士： 社会福祉士及び介護福祉士法の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者 ・介護福祉士： 社会福祉士及び介護福祉士法の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護(喀痰吸引等)を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者	○社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号) 第7条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。 二 学校教育法 に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設 において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの 三 学校教育法 に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設 において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの 第40条 介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。 2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。 二 三年以上介護等の業務に従事した者であつて、 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設 において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

07	社会福祉主事	<p>都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村において、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生等に関する事務を行う。</p> <p>福祉に関する事務所を設置しない町村において、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行う。</p>	<p>○社会福祉法(昭和26年法律第45号) 第19条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。</p> <p>二 <u>都道府県知事の指定する養成機関又は講習会</u>の課程を修了した者</p>
08	精神保健福祉士	<p>精神保健福祉法の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者</p>	<p>○精神保健福祉士法(平成9年法律第131号) 第7条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、<u>文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設</u>において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、<u>文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設</u>において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p>
	介護員	<p>訪問介護業務及び介護予防訪問介護業務を行う者</p>	<p>○介護保険法施行令(平成10年政令第412号) 第3条 法第八条第二項(訪問介護)の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者とする。</p> <p>二 <u>都道府県知事が指定する者(介護員養成研修事業者)の行う研修であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの(介護員養成研修)</u> 当該介護員養成研修事業者</p>
09	介護支援専門員	<p>要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業を利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者</p>	<p>○介護保険法(平成9年法律第123号) 第69条の33 <u>都道府県知事は、その指定する者(指定研修実施機関)</u>に、介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行わせることができる</p>